

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

特例郵便等投票ができます

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。

1 特例郵便等投票の対象となる方

◆次に示す「特定患者等」に該当する選挙人で、投票用紙等の請求時において、外出自粛要請等に係る期間が選挙の期日の公示（告示）の日の翌日から当該選挙の投票日までの期間にかかると思込まれる方は、特例郵便等投票をすることができます。

「特定患者等」とは、

- ① 感染症法又は検疫法に基づく外出自粛要請を受けた方
- ② 検疫法に基づく隔離・停留の措置により宿泊施設内に收容されている方

2 手続の概要

◆上記の対象者で、特例郵便等投票をご希望される方は、投票しようとする選挙の投票日の4日前までに（必着）、お住まい（※）の市町の選挙管理委員会に投票用紙等を請求していただく必要があります。

※公示（告示）日前日において現住所にお住まいの期間が3ヶ月未満の場合、投票先が旧住所地となる場合があります。請求先を旧住所地の市町選管にご確認ください。

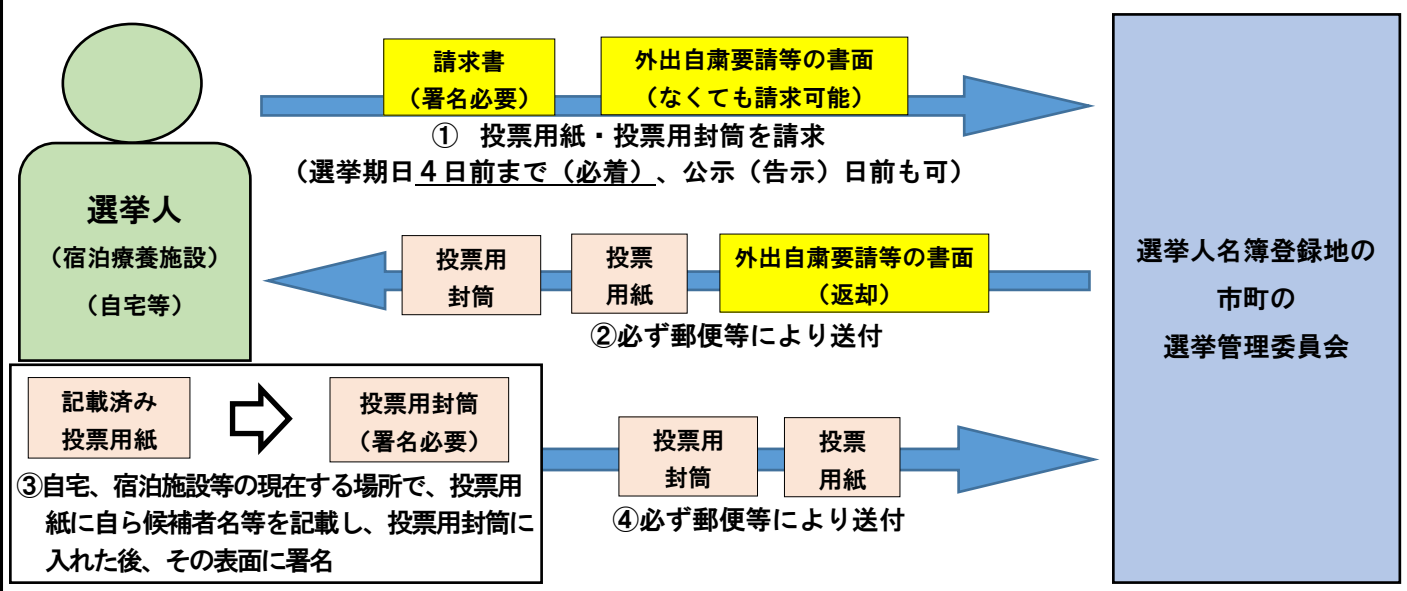
◆請求にあたっては、次の書類を市町の選挙管理委員会へ送付しなければなりません。

- ①請求書（本人の署名が必要です。）
- ②外出自粛要請等の書面（例：就業制限通知書）

※在外選挙人証又は選挙人名簿登録証明書交付を受けている方が投票用紙等の請求をする場合には、それらも請求書に添付していただく必要があります。（在外選挙人証は、国政選挙に限る。）

◆なお、請求の際に②の外出自粛要請等の書面をお持ちでない場合、「①請求書」にその旨ご記載いただければ、当該書面の添付がなくても投票用紙等を請求することができます。この場合、請求を受けた市町の選挙管理委員会が保健所等から情報提供を受けて、特例郵便等投票の対象者であることを確認できることが条件となります。

<手続きのイメージ>



3 注意事項

- ◆感染拡大防止の観点から、特例郵便等投票の手続を行う際には、別添「投票用紙等の請求手続について」及び「投票の手続について」に記載されている対策を実施してください。
- ◆特定患者等の方には外出自粛要請等がなされていますので、郵便ポストに「請求書」や「投票用紙等」を投かんする際には、同居人、知人等（患者ではない方）にご依頼ください。
※濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。
- ◆投票用紙等を請求された後に、宿泊・自宅療養等期間が経過したため特例郵便等投票ではなく投票所で投票したいという方は、郵便等で送付された投票用紙等一式を投票所に持参し返却していただく必要があります。
- ◆ご不明な点は、各市町の選挙管理委員会にお問い合わせください。

4 罰則

- ◆特例郵便等投票の手続においては、公正確保のため、他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票について、公職選挙法上の罰則（投票干渉罪（1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金）、詐偽投票罪（2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金））が設けられています。

「濃厚接触者の方の投票について」

- ◆新型コロナウイルス感染症患者のご家族等の方は、濃厚接触者に当たる可能性があります。
- ◆濃厚接触者の方は、特例郵便等投票の対象ではありません。
投票のために外出することは「不要不急の外出」には当たらず、投票所等において投票していただいて差し支えありません。
- ◆ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用いただくといった必要な感染拡大防止対策等にご協力をお願いします。ご不明な点等がある場合は、お住まいの地域を所管する保健所又は各市町の選挙管理委員会にお問い合わせください。

★総務省
特例郵便等投票制度
周知ホームページ



<県内の県と各市町選挙管理委員会の連絡先>

県選挙管理委員会：095-895-2137
佐世保市選挙管理委員会：0956-37-6118
諫早市選挙管理委員会：0957-22-1500
平戸市選挙管理委員会：0950-22-4111
対馬市選挙管理委員会：0920-53-6111
五島市選挙管理委員会：0959-72-7802
雲仙市選挙管理委員会：0957-38-3111
長与町選挙管理委員会：095-883-1111
東彼杵町選挙管理委員会：0957-46-1111
波佐見町選挙管理委員会：0956-85-2111
佐々町選挙管理委員会：0956-62-2101

長崎市選挙管理委員会：095-821-3521
島原市選挙管理委員会：0957-62-8033
大村市選挙管理委員会：0957-53-4111
松浦市選挙管理委員会：0956-72-1111
壱岐市選挙管理委員会：0920-48-1111
西海市選挙管理委員会：0959-37-0082
南島原市選挙管理委員会：0957-73-6621
時津町選挙管理委員会：095-882-2211
川棚町選挙管理委員会：0956-82-3131
小値賀町選挙管理委員会：0959-56-3111
新上五島町選挙管理委員会：0959-53-1111